

輪島市監査公表第 22 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 22 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年10月14日（水） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公会計の導入による市有財産台帳整備事業や、町野支所及び門前総合支所の改修事業など大きな事業が計画されている。庁内の蛍光灯・コピー用紙などの物品購入では、地元の業者に発注を依頼し地域の経済活性に配慮していることがうかがえる。また、市役所の代表電話の対応では、的確に市民の要望に沿った担当課への連絡などに心がけている。市役所の「顔」として、今後も市民に対し柔軟に対応していただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について

滞納の処理に当たっては安易に「不能欠損」にせず、納税の公平性の理念に沿って、徴収納付に工夫を凝らすなり、担当課に委ねるのではなく市としての統一基準を検討する必要があると思われる。昨年より引き続きの指摘事項とする。